

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、①市立図書館の違法な図書利用制限措置及び②違法な図書廃棄処分により市に損害が生じており、市が被った損害（廃棄図書10冊分）の賠償を求めるよう主張しています。

このうち①利用制限措置の内容については、利用制限措置行為自体は財務会計上の行為に該当しないため、法第242条に規定される住民監査請求の対象となる行為には当たりません。

また、②図書廃棄処分についても、当該行為と同一の内容について、他の住民からの住民監査請求に基づく監査を実施し、既に結果を公表しており（平成23年1月12日横浜市監査委員公表第1号）、重ねて監査を実施する必要はないものと判断しました。